# みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 （平成二十八年経済産業省令第四十五号）

## 第一章　総則

#### 第一条

この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。別表第一において「会計規則」という。）、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「小売料金算定規則」という。）及び電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）において使用する用語の例による。

## 第二章　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）に係る部門別収支の整理等

#### 第二条（部門別収支の整理等）

みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下「事業者」という。）は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う全ての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。

##### ２

一般送配電事業を営む事業者は、別表第一６．（９）に規定された他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）に係る基準について、当該事業者の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。

##### ３

第一項の場合において、事業者の実情に応じた基準により、業務ごとに区分して会計を整理することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式に整理することができる。

#### 第三条（証明書）

事業者は、様式が別表第一に掲げる基準又は前条第三項の規定により届け出た基準及び同条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人による証明書を得なければならない。

#### 第四条（部門別収支計算書等の提出）

事業者は、旧法第三十四条の二第二項の規定による提出をしようとするときは、第二条の規定により整理した様式及び前条に規定する証明書を当該事業者の事業年度経過後四月以内に提出しなければならない。

#### 第五条（一般需要部門の当期純損失額等の公表）

経済産業大臣は、前条の規定により提出された様式において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該事業者名及び一般需要部門の当該純損失額を公表しなければならない。

## 第三章　沖縄電力株式会社に係る部門別収支の整理等

#### 第六条

沖縄電力は、旧法第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、全ての事業に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。

##### ２

第二条第二項及び第三項並びに第三条から前条までの規定は、前項の規定により様式を整理する場合に準用する。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、改正法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

#### 第二条（一般電気事業部門別収支計算規則の廃止）

一般電気事業部門別収支計算規則（平成十八年経済産業省令第三号）は、廃止する。

#### 第三条（経過措置）

みなし小売電気事業者は、改正法の施行の日の前日の属する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について、前条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（以下単に「一般電気事業部門別収支計算規則」という。）の規定の例により、収益及び費用について整理し、公認会計士又は監査法人による証明書を取得し、当該業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

経済産業大臣は、前項の規定による業務の区分ごとの収支の整理について、一般電気事業部門別収支計算規則の規定の例により、みなし小売電気事業者の実情に応じた基準並びに特定規模需要部門に当期純損失が生じたみなし小売電気事業者名及び当該純損失額を公表しなければならない。

# 附　則（平成二八年九月三〇日経済産業省令第九四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成二九年三月一四日経済産業省令第一三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年九月二八日経済産業省令第七六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三〇年五月一日経済産業省令第二六号）

この省令は、平成三十年五月一日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三一日経済産業省令第二九号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年五月二九日経済産業省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。